



解体工事 技術士 試験 令和7年度 第33回

- ◆建設業法施行規則第七条の三第二項に基づく登録解体工事試験
- ◆解体工事業に係る登録等に関する省令(国土交通省令) 第七条第三号の登録試験

試験日：令和7年12月7日(日)

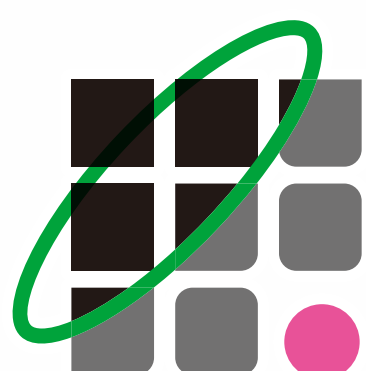
受験資格 解体工事の実務経験が一定年数以上必要です。

申込受付 令和7年9月1日(月)～ 10月31日(金)〈インターネット申込受付〉
※申し込みはパソコンを使用してください。スマートフォンからは申し込みできません。

申請書類受付 令和7年9月1日(月)～ 11月7日(金)〈必着〉
※紙申込はありません。インターネットで申し込んだ人の申請書類提出期間です。

申請書類補正期限 令和7年11月14日(金)〈必着〉
※補正期限内に補正が間に合わなかった場合は受験できません。

試験時間等	実施地	受験料
入室時間／12:00 ◆ 四肢択一式試験 (90分／12:20～13:50) ◆ 記述式試験 (120分／14:30～16:30)	・北海道(札幌市) ・秋田(秋田市) ・東京(千代田区) ・新潟(新潟市) ・愛知(名古屋市) ・岡山(岡山市) ・宮城(仙台市) ・埼玉(さいたま市) ・神奈川(横浜市) ・静岡(静岡市) ・大阪(大阪市) ・福岡(福岡市)	クレジット決済／16,500円 コンビニ決済／17,000円



国土交通大臣登録解体工事試験実施機関

公益社団法人全国解体工事業団体連合会

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-14-5 祥ビル 5 階 TEL.03-6262-0321 / FAX.03-6262-0322



<https://www.zenkaikouren.or.jp/>